

香川県条例第16号

香川県水道用水供給事業給水条例等の一部を改正する条例

(香川県水道用水供給事業給水条例の一部改正)

第1条 香川県水道用水供給事業給水条例(昭和49年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第4条 料金は、次の各号に掲げる区分とし、それぞれ当該各号に定める額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(料金)</p> <p>第4条 料金は、次の各号に掲げる区分とし、それぞれ当該各号に定める額の合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基本料金 基本水量(給水契約で定める月別の月間水量をいう。以下同じ。)に、別表に定める金額を乗じて得た額</p> <p>(2) 使用料金 使用水量(1月に使用した水量をいう。以下同じ。)に、別表に定める金額を乗じて得た額</p> <p>(3) 超過料金 超過使用水量(使用水量が、当該月の基本水量を超えることとなる場合において、その超えた水量をいう。以下同じ。)に、別表に定める金額を乗じて得た額</p> <p>2・3 略</p>

(香川県工業用水道事業給水条例の一部改正)

第2条 香川県工業用水道事業給水条例(昭和42年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とし、使用者は、その料金を毎月、県に</p>	<p>(料金)</p> <p>第10条 水道料金(基本料金及び超過料金をいう。以下「料金」という。)の料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 基本料金 1立方メートルにつき 34円</p> <p>(2) 超過料金 1立方メートルにつき 68円</p> <p>2 料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とし、使用者は、その料金を毎月、県に</p>

納入しなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

納入しなければならない。

(1) 1月の使用水量がその月の総基本使用水量（1月の基本使用水量を合計した水量をいう。以下この項において同じ。）以下の場合でその月において超過料金を納入すべき超過使用水量がないとき。

(2) 1月の使用水量がその月の総基本使用水量を超える場合でその月において超過料金を納入すべき超過使用水量がないとき。

(3) 1月の使用水量がその月の総基本使用水量以下の場合でその月において超過料金を納入すべき超過使用水量があるとき。

(4) 1月の使用水量がその月の総基本使用水量を超える場合でその月において超過料金を納入すべき超過使用水量があるとき。

3 前項の「超過料金を納入すべき超過使用水量」とは、超過使用水量が基

総基本使用水量に基本料金の料率を乗じて得た額の基本料金の額

総基本使用水量に基本料金の料率を乗じて得た額の基本料金の額に、その月の超過基本使用水量（1月の使用水量が総基本使用水量を超える場合のその超えた水量をいう。以下この項において同じ。）に基本料金の料率を乗じて得た額の基本料金の額を加えた額

総基本使用水量に基本料金の料率を乗じて得た額の基本料金の額に、超過料金を納入すべき超過使用水量を合計した水量に超過料金の料率を乗じて得た額の超過料金の額を加えた額

総基本使用水量に基本料金の料率を乗じて得た額の基本料金の額に超過料金を納入すべき超過使用水量を合計した水量に超過料金の料率を乗じて得た額の超過料金の額を加えた額に、超過基本使用水量が超過料金を納入すべき超過使用水量を合計した水量を超える場合に限り超過基本使用水量から超過料金を納入すべき超過使用水量を合計した水量を減じた水量に基本料金の料率を乗じて得た額の基本料金の額を加えた額

4 30日を超えて水道の使用を休止した場合で1月のうちにその休止の初日から起算して30日を経過する日後の休止期間があるときのその月の料金の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額からその休止期間の基本使用水量を合計した水量に基本料金の料率の2分の1を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額を減じた額とする。

本使用水量の100分の5を超える場合のその超過使用水量をいう。
 4 30日を超えて水道の使用を休止した場合で1月のうちにその休止の初日から起算して30日を経過する日後の休止期間があるときのその月の料金の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額からその休止期間の基本使用水量を合計した水量に基本料金の料率の2分の1を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額を減じた額とする。

(香川県五色台水道事業給水条例の一部改正)

第3条 香川県五色台水道事業給水条例(昭和41年香川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金等の支払義務) 第17条 水道の利用者は、別表第1に定める水道料金に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を料金として、毎月、県に納入しなければならない。 2 略</p>	<p>(料金等の支払義務) 第17条 水道の利用者は、別表第1に定める水道料金に<u>100分の105</u>を乗じて得た額を料金として、毎月、県に納入しなければならない。 2 略</p>

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県水道用水供給事業給水条例、香川県工業用水道事業給水条例及び香川県五色台水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、同日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。